

# 都市環境福祉常任委員会会議録

(令和7年3月18日)

※一部抜粋

交野市議会

# 都市環境福祉常任委員会

## 時 間

13:00～15:34

15:40～15:49

16:25～16:26

## 案 件 1. 付託議案審査

議案第 3 号 交野市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第 5 号 交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について

議案第13号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第16号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第17号 交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 市道の廃止及び認定について

議案第20号 令和6年度交野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第21号 令和6年度交野市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第23号 令和7年度交野市国民健康保険特別会計予算について

議案第24号 令和7年度交野市介護保険特別会計予算について

議案第26号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第27号 令和7年度交野市水道事業会計予算について

議案第28号 令和7年度交野市下水道事業会計予算について

議案第30号 令和7年度交野市下水道事業会計補正予算（第1号）について

## 2. 所管事務調査について

交野市子ども計画について

交野市健康増進計画・食育推進計画（第3期）について

多様な公共交通のあり方について

## 3. その他

## 出席委員（6名）

委員長 松村 紘子

副委員長 岡田 智里

委員 野口 陽輔

委員 坂本 顕

委員 皿海 ふみ

委員 三浦 美代子

## 欠席委員（1名）

委員 松本 直高

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長	良幸浩
副市長	山添学	総務部長	阿佐正和
企画財政部長	苗村徹	市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川暢子
健やか部長	島田国久	福祉部長兼 福祉事務所長	北井多榮子
環境部長	濱中嘉之	都市まちづくり 部長	竹内一生
水道局長	藤井大史	消防長	山田健治
総務部次長兼 人事課長	今堀祐児	企画財政部次長	山埜勝哉
企画財政部 次長兼都市 まちづくり 次長	原田亨一	市民部次長兼 臨時特別給付金 推進室長	菅和美
市民部次長兼 税務室長兼 臨時特別給付金 推進室担当次長	大門秀幸	健やか部次長兼 こども家庭室長	森山友美子
福祉部次長	藤原功	環境部次長兼 乙辺浄化 センター所長兼 環境事業課長	中井俊博
都市まちづくり 部長	木村浩幸	都市まちづくり 部長	林直希
都市まちづくり 次長	谷隆清	水道局次長兼 総務課長	伊藤雄一郎
水道局次長	奥野忠	消防本部次長兼 消防署長	西中敦也
総務課長	船戸貴彰	財務課長	厚主敏治
医療保険課長	村上務	子育て支援課長	今村陽子
こども園課長	西田賢之	健康増進課長	早野多恵子
福祉総務課長	畠山悦子	高齢介護課長兼 賦課徴収係長	福田美樹
環境衛生課長兼 ふるさとの いきもの ふれあい センター所長	山口一也	都市まちづくり 課長	古澤悠司
下水道課長	仲谷倫由	工務課長	乾正義
浄水課長兼 浄水係長	後藤秀也	総務課長	今西和義

総務課長代理	安永雄一	医療保険課長 代理兼収納課長	亀井香織
医療保険課長 代理	久保田佳代	医療保険課長 代理兼保健事業 係長	村田奈美
子育て支援課長 代理兼育成係長	松浦香苗	こども園課長 代理	大下明仁
健康増進課長 代理	松田利之	環境衛生課長 代理	加門高志
道路河川課長 代理	山下孝太郎	下水道課長代理	小林康一
総務課長代理兼 消防団係長	小野高広	高齢介護事業 係長	坂口ひろみ
下水道課係員	西本圭佑		

**職務のため出席した者の職氏名**

事務局長	中村健一	次長	大湾桂子
係長	竹村真仁	係員	中島咲葵

(午後 1時00分 開会)

1. 委員長（松村紘子） こんにちは。

今日は都市環境福祉常任委員会を招集したところ、ご参集頂きありがとうございます。  
ただいまから都市環境福祉常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） こんにちは。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。

本日の会議出席委員は6名です。松本委員におかれましては欠席届が提出されております。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書・参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダ内の令和7年第1回議会3月定例会フォルダにあります議案書・参考資料フォルダに格納しています。また、その他の資料は都市環境福祉常任委員会フォルダ内のR070318フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（松村紘子） 理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長（山本 景） 皆さん、改めてこんにちは。

交野市議会では昨日までは総務文教常任委員会が開催されまして、令和7年度の当初予算も含む議案は、もう既に可決がされたところでございます。そして本日午前中は、交野市内の小学校にて卒業式が開催されまして、委員の皆様におかれましても、ご臨席を賜りましたことを深く感謝を申し上げ、これをもって交野市の未来を担う子供たちが新しい、次の中学校へと羽ばたいたところでございます。大変皆様お疲れではございますが、それに続きまして都市環境福祉常任委員会を開催をくださいましたこと、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

去る2月21日等の追加議案も含めまして本議会に提案された議案のうち、本委員会に付託をされました案件について、ご審議をお願いをするところでございます。

案件につきましては、条例の選定に関する議案が1件、そして条例の一部改正に関する議案が5件、市道の廃止及び認定に関する議案が1件、特別会計の補正予算に関する議案が3件、特別会計と予算に関する議案が5件の以上15件でございます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

1. 委員長（松村紘子） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託された各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑及び答弁に関する注意事項を申し上げます。

委員の方々は、質疑に際し、初めに資料のページ数等をお示し、質疑を始めてください。また、理事者からの議案説明は省略したいと思います。なお、質疑及び答弁は挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されています議案第16号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（皿海ふみ） よろしく願いいたします。

参考資料の82ページを見ますと、第5条第3条第3項関係というところで、扶養している配偶者がいる場合の加算額が217円から100円にと、かなり減額になっているんですけども、この理由についてお聞かせください。

1. 総務課長代理兼消防団係長（小野高広） ご質問ありがとうございます。

この年金額というのは、資金や物価の変動に伴って毎年改定を行う仕組みとなっております。扶養親族加算額の計算方法が、扶養手当の月日数30日で扶養手当を日額計算しているところ です。

現在、配偶者扶養手当6,500円を日額30日で割ったところ、216.666で、加算額は217円。子供の扶養手当が1万円で、30日で割ったら333.333で加算額が333円。一般職の職員給与に関する法律の改正後、配偶者扶養手当が3,000円となっております、30日で割った場合、加算額が100円、子供の扶養手当が1万1,500円となって、30日で割ると383.333で加算額が383円。一般的に共働き世代の世帯の増加、配偶者手当を受給するために就業制限をしている人がいる等の理由で改正となっております。

以上です。

1. 委員（皿海ふみ） 共働き世帯が増えているとはいえ、様々な事情で扶養されているという状況のご家庭もある中で、加算額というところを引き下げるべきではないというふうに私は思います。

この計算の方法をちょっと教えてほしいんですけども、配偶者の加算が100円となった場合、次のページの83ページの例えば10年未満の部長とか9,700円のところに100円足されるような形になって、今回、補償基礎額のほうが全体に上がるので、たとえ配偶者の扶養されているところが217円から100円に下がったとしても、全体として引下げになる世帯はないというような理解でいいのか、その計算の方法も含めて教えてください。

1. 消防長（山田健治） お答えいたします。

加算額ですので、全体的に差が下がる家庭があるかないかということまでは、ちょっと今、分かりかねますけれども、全体的な引上げに伴いまして、下がる家庭というのは今のところは見受けられないと考えております。

1. 委員（皿海ふみ） すみません、ちょっと仕組みが分かっていないので、もう一度申し訳ないんですけども、補償基礎額のところに、この加算額を日額足して計算するというところでいいんでしょうか。

1. 消防長（山田健治） お答えいたします。

参考資料の82ページの下の100円のところの加算ですけれども、表にも扶養に係る補償基礎額の加算額ですから、あくまでも扶養されておられた場合は、この金額が加算される、基礎額に対して加算されるという理解で間違いありません。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 17号につきまして、シニア層の活躍を推進していくためということで35年以上の卒を追加するというので、必要なことかと思えます。

消防団員については、定年とかあるのかということで教えてください。

1. 総務課長（今西和義） お答えさせていただきます。

本市条例の規定に基づきますと定年というのは実はございません。

一方、法令組織法についても定年という定めはございませんので、入団の際は18歳以上、市内に住んでおられる方または勤務する方というような形の入団の限定のみしかございません。

以上です。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席頂いて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（松村紘子） 次に、議案第21号 令和6年度交野市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 第21号ですけれども、天野が原の分なんですけれども、重要施設に接続する配水支管の更新耐震化に国庫補助が受けられたということで、これは四中が避難所になっているということで重要施設ということなのかということと、国庫補助の対象として、基幹管路の部分に国庫補助があるというふうにはお聞きしていたんですけれども、こういったところの国庫補助というのも前からあるのか新しいものなのかということも含めて教えてください。

1. 水道局次長（奥野 忠） お答えいたします。

重要施設ということで、今回、上下水道耐震化計画ということ国の方から作成なさいよということで、下水道課さんとうちの方の水道局で10か所、重要施設ということで決めさせていただきました。そのうちの1つが第四中ということで、四中までの配水管、低区の配水地から四中までの配水管が国庫補助の対象になるということになりまして、ちょうど四中の前に100ミリの管があるんですけれども、それが古いので耐震管に変えるということでございます。

それと、この補助メニューというのが前からあったのかといいますと、国交省になってから新しく追加されたメニューでございます。重要施設ということで、上下水道耐震化計画で建てた重要施設と、あと前から言われています基幹管路に等しい送水管とか漏水管とか配水地とか、その辺の方の工事、そのほうも補助の対象になりますよということで、新しく決められたメニューでございます。

以上です。

1. 委員（皿海ふみ） ありがとうございます。

避難所の横だからというのが重要施設の理由になるのか、重要施設の基準というか、考え方についてもう少し教えてください。

1. 水道局次長（奥野 忠） お答えいたします。

上下水道耐震化計画ということで、どういう施設を設けなさいよということで、おおむね20年間で耐震化が完了するようなどころを目指してくださいということで、先ほど言いました休所施設、配水地とか送水管とか、その辺の休所施設とあと避難所等の重要施設ということで、うちの方では一応10か所、今回5か年計画ということで10か所進めさせていただいております。その10か所が交野市役所、水道局、消防署、交野病院、福祉センター（ゆうゆうセンター）、私市小学校、あと耐震性貯水槽のある総合体育施設のいきいきランド、旧みらい小学校、それと旭小学校、四中の10施設を今回は重要施設ということで計画させてもらっていただいております。

以上です。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 令和7年度交野市水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の227ページ、予算の令和7年度と6年度との比較表のところからなんですけれども、資本的収入の補助金というところで、令和7年度が1億4800万円で国庫補助、令和6年度はもうゼロだったというところで、追加の資料でも料金回収率が100%を料金値上げで、100%を超えたということを確認させていただいたんですけれども、そのことで国庫補助が受けられるようになったという内容なのかという辺り、この補助金の内訳もあわせて教えてください。

1. 水道局長（藤井大史） お答えいたします。

補助金ですけれども、先ほど奥野が申しましたように、補助メニューが令和7年度から新たになるというところがございます。令和7年度の部分で、うちのほうも要望を上げておる部分、上げられるようになったというところがありますので、今回要望を上げさせていただきました。これ自体は1億4,000万円と800万円というところがございます。基幹管路が1億4,000万円分です。これは3分の1の補助です。したがって、その3倍が補助基本額というところになっています。

もう一つの800万円というほうが、こちらが四中の横、先ほどの令和6年度の補正予算、国の補正予算でついた部分以外を令和7年度も要望を上げておりますので、その延長というところで、今回これが800万円。なので3倍なので事業費としては2,400万円というところで上げさせてもらっています。

1. 委員（皿海ふみ） それは、料金回収率が100%を超えたので受けられるようになったというもののんでしょうか。

1. 水道局長（藤井大史） お答えいたします。料金回収率100%というところは、まだ今後審査は入ってきますけれども、まず上げる状態にあるというところで上げておるというところがございます。あとは決算額で、それを超えないといけないというところありますけれども、超える見込みがあるというところで、今、補助金の本要望をお出ししているというところがございます。つくつかないかというところは、まだこれからにはなりますけれども、ほぼ上げられる状態であるので、市としては上げておるということでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

参考資料の230ページで、深井戸を新しく掘る工事ということで、工事の目的、理由についてお聞かせください。

1. 水道局次長（奥野 忠） お答えいたします。

今回、令和7年度予算で、深井戸20号線の作成工事ということで、ゆうゆうセンターの敷地内に工事を予算計上させていただいております。

これはなぜかといいますと、今、うちのほう取水井17本で浄水処理して、あと企業団

の水とブレンドして給水しています。ただ令和3年6月から80%を自己水で賄うと。あとの20%は企業団水ということで計画してやっておりますが、令和5年度実績、令和6年度の見込みでもちょっと80%なかなか難しく、大体75から76%自己水という値になっております。これは現在17本の取水井がフル稼働をしてようやく80%になるということで、どれか1つでも故障すれば、たちまち80はいかないという現状でございます。ですんで、令和7年度予算で自己水を増やすという意味、80%に持っていくという意味で作成工事を予定しております。

以上でございます。

1. 委員（皿海ふみ） よく分かりました。

ただ、これ場所が何か地図見ますと、ゆうゆうセンターの入り口付近ですよ。なので、それなりに大きな施設なのかなと思うんですけども、場所的に利用者の邪魔になるというか、危ないとかいうことはないでしょうか。

1. 水道局次長（奥野 忠） お答えいたします。

ちょうどその車、駐車場に向かうところの通路の右側に、ちょうど昔の噴水があった場所、あそこを一応工事用地としてゆうゆうセンターからお借りするというようにしておりますんで、工事のときには当然工場のフェンスを張って、車の出入りがあるときには当然交通誘導、ガードマンを入れて、工事のほうの安全のほうを徹底したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

1. 市長（山本 景） 本事業に関しましては、実は昨年度、総務省にちょっと繰り返し要望をしていた事業でございまして、緊急防災減災事業債で井戸を掘れないと、それを井戸を掘って水を汲んで水道で使えないかという要望をしてまいったところ、今年度からちょっとルールが変わりまして、指定避難所に深井戸を掘って、半額は水道が負担、半額を一般会計から負担、一般会計から負担した部分の7割については、7割地方交付税交付金が認められるというルールに基づいて行っているところであり、当該場所は指定避難所であり、福祉避難所でございますので、そういったときには、福祉目的での避難のために利用をする予定にはなっておりますが、日頃に関しましては水道の井戸としても利用ができることにはなりません。

来年度から約1億4,000万円を超える国の補助金がもらえるようになりましたけれども、単にもらただけだと結果的に交野市水道局の被災借金の額は減るんですが、直ちにキャッシュフロー、お金の出し入れが楽になるかというところではないという状況でございます。井戸を新たに掘ることによりまして、令和8年度頃から大阪の広域水道企業団に払っている受水費をかなり削減することができて、かなりキャッシュフローに関しましても改善はいたしますし、水道局の負担に関しても減らすことができますし、また本市の負担は増えますが、7割部分に関して地方財政措置がされる予定であります。しかも、当該井戸を掘る場所をいずれ撤去が必要な噴水のところに意図的にぶつけることによりまして、噴水撤去費用に関しましても国のお金が利用できるという、大変本市にとっては有益な事業でありますので、ご理解賜りたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 委員（三浦美代子） 今回のこの深井戸21号の件で質問させていただきます。

今の市長の説明でよく分かったんですけども、趣旨としましたら、やはり避難所に近いところに設置ということなんですが、管理者はあくまでも水道局になるということでしょうか。

今、私もちゃんと予算書を見てなかったんですけども、今の市長の説明でしたら、一部は一般会計から私も今日質問させてもらいたいと思ったのは避難所としても活用、避難所として井戸水を活用されるのであれば、福祉部のほうでも予算を出せばいいのと思っていたら市長のご説明がありましたので納得した次第なんですけれども、ここは水道局の管理ということになるんですけども、そこら辺はどのような今後進め方というか、具体的にちょっとイメージがわかりません。というのは、これから学校の近くに井戸を掘れば、避難所の近くに井戸を掘るとかいう方針で交野市が行かれるというのであればすごくいい話ではないかなというふうに思ったんですけども、それを全部水道局が管理されるのかどうか、何か一定のルールを決められたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています、そこら辺は今の現在の考え方として、水道局はどのように考えておられますでしょうか。

1. 水道局長（藤井大史） お答えいたします。

今回つくれるというのは、公営企業債というのは新しく創設されたというところがございます。これにつきましては、今言いました井戸をつくる、これにつきまして交野市の水道局がその設置費用の半分を出す、後の2分の1は一般会計のほうから出す。そのうちの7割が交付税で返ってくるという、こういう仕組みになっております。

したがって、水道局としてつくる。国のほうの補助メニューといたしましても水道事業というところでうたわれておりますので、水道局の事業としてやるというところがございます。事業でやるということで、国からの交付金も下りてきますので、当然管理も水道局というところがございます。管理自体敷地を全部、ゆうゆうセンターの敷地を全部水道局が持つというわけではございません。井戸の部分を安全上フェンスで囲います。この部分の管理が水道局というところがございます。

したがって、今後もほかに予定地はございます。今、検討しておるのはみらい学園のところ、それと一中跡地というところを今こちらのほうとしては考えているところがございます。これはこの間お答えさせていただいた次第でございます。

そうなりますので、その部分の価格帯につきましては、水道局が管理をしていくと。それを水道の水源にさせていただく。万が一といったとき水道の水源が使えるけれども、ほかの管が痛んでしまって水道の上水までそれが届かないということであれば、それはその避難地にありますので、避難地のほうに直接くみ上げたものを使っていただくという考え方でやらせてもらっています。

1. 委員（三浦美代子） ありがとうございます。

説明はよく分かりました。

私が最後に一言言いたいのは、水道局に関しましては管理もしないといけないし、お金も2分の1出さないといけないということで、負担が多いなど。それが水道局の使命であれば、大変だなと思いますけれども理解はさせていただきました。

今日のところは終わります。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(松村紘子) これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(松村紘子) 討論なしと認めます。  
これより議案第27号を採決します。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(松村紘子) ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
ただいまより、理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席頂いて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(松村紘子) 次に、議案第20号 令和6年度交野市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(皿海ふみ) 参考資料の125ページ、介護施設の開設に伴う補助金というところで、どのような介護施設で定員はどれぐらいなのかというところで教えてください。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長(福田美樹) お答え申し上げます。

この新たに新設される介護施設でございますけれども、地域密着型特別養護老人ホーム、プラス小規模多機能ホームの施設でございます。地域密着の特別養護老人ホームのほうで29床、そして小規模多機能が9床ということで、38床ということとなっております。

1. 委員(皿海ふみ) 分かりました。

それと、予算小の12ページの繰入金の介護給付費準備基金繰入金というところで、サービスが増えているので、2,300万円基金のほうからということ組んであるんですけども、こちらの準備基金の繰入金は当初の予算で2億6,000万円繰り入れる予算になっているんですけども、こちらの当初のほうの基金の繰入れというのは、満額に近くというか、必要になりそうなのかと。この2,300万円を補正で組まなければ足りないような状況なのかというところで、ちょっとまだ途中でありますが、ちょっと見通しを聞かせください。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長(福田美樹) お答え申し上げます。

介護サービス給付費のほうでございますが、どれか1つが突出して足りないというわけではなくて、全体的に不足が生じております。その中で約1億円の補正予算を組ませていただいたわけでございますけれども、ただ満額いくようなものではございませんで、恐らく計算上の話でございますけれども、今のところ予測値では3,000万円ぐらいが不足すると思われるんですが、これはあくまでも今までの推移を見た中で算出でございますので、上振れすることも考えますと、1億円計上させていただきまして、もし残額が出た場合については繰入れをさせていただく予定でございます。

1. 委員長(松村紘子) ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(松村紘子) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(松村紘子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 令和7年度交野市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長(岡田智里) 参考資料218ページ、介護予防教室事業及び移送サービス事業のところ  
で質問させていただきたいと思えます。

事業概要の1行目、介護予防教室について一定の効果が見られることからというふうに書いていただいているんですけども、一般論としてこういった介護予防教室が効果があるというのは、一般論としては理解はできるんですけども、ここあえて記載されているということで、どのように効果判定を行ったのかというところをお伺いします。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長(福田美樹) お答え申し上げます。

通常効果検証を行う場合につきましては、例えば市民満足度を取ったりとかするんですけども、この事業を行う際には、もちろん利用者の方にもアンケートをとらせていただいております。ここであえて資料の中で、一定の効果が見られるというところを表現させていただいたのは、参加者の方を参加された後に、その後、いわゆるサービスの利用状況がどうなのかというところを後追いで調査をさせていただきました。実質、半分以上の方がサービスを利用しなせずにそのまま継続して介護予防教室に通っていただいているとか、日常生活を送っていただいているというところが見られましたので、一定効果が見られたというような表現を使わせていただいております。

1. 副委員長(岡田智里) ありがとうございます。

次に、移送サービスついて、もう少し具体的に教えてください。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長(福田美樹) お答え申し上げます。

移送サービスでございますけれども、今回試行的に実施させていただきましたこの介護予防教室、こちらから働きかけをする際に、少しちょっと足、行く手段がないんだというところでお断りされたという方も中にはいらっしゃいました。そういったことを考えると、今回、新年度で予算化しております介護予防教室につきまして、通所型Cですね。これにつきましては、まずは、開催する場所を増やすことで行きやすくするということとあわせて、自宅から希望される方につきましては、自宅から会場までお送りをさせていただくというところを考えさせていただきまして、訪問Dという形で実施をさせていただこうかなと思っております。

1. 副委員長(岡田智里) 介護予防という観点ですと、歩行を行って身体機能等の維持、向上というのを図っていただくことも必要かなというふうには考えるんですけども、例えば移送サービスを希望しませんという方がもしいらっしゃった場合、どこで、会場まで歩いて行っていただくということも可能なんでしょうか。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） 可能でございます。

この4か所につきましては、それぞれ倉治公民館であるとか私部会館、ゆうゆうセンター、それと星田会館というところで、1つの拠点をつくらせていただいているんですけども、やはり中には3か月を1つの期間として考えていまして、それぞれ開催する日程が決まっております。ただ私部の方が私部会館に行くかということ、私部会館にも行かれるんですけども、例えば星田会館にも行って詰めて通いたいんだという方につきましては、当然、移動手段がなくなるのかなというふうに考えますので、そういった方の利用が考えられるかなというふうに思います。

1. 委員（三浦美代子） 質問というか、まずは、うちの会派からもこの介護予防教室事業をしていただきたいと要望しておりまして、今回拡充になるということで非常に喜んでおります。ありがとうございます。今回、ちょっとお聞きしたいのは、理学療法士や作業療法士さんは、いわゆる外部委託ということによろしいでしょうか。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） プロポーザルで事業者は決めるんですけども、当然理学療法士、作業療法士入った事業者を選定させていただきたいと考えております。

1. 委員（三浦美代子） では、これから予算が可決されれば、選定に充てられるということでしょうか。ことで理解してよろしいですか。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） はい、そうですね。

予算が可決すれば、できるだけ速やかに事業選定を行った上で、事業開始を行いたいと考えております。実際、今現状、試行的にやっております介護予防教室の中でも、少なくとも予算可決してから事業者が決まるまでの間、一旦ストップになりますので、早く開いてほしいというところはお声として聞いております。

1. 委員（三浦美代子） よろしくお願ひします。

私は当初、会派等でも議論したときに、介護保険は、今、介護保険制度は、どんどん使いたいという一定のそういうような流れがある中で、自分が介護保険を使わなくて済む元気な体になるということに対して、今、この制度をご利用されている方からはどのようなご意見あるのか改めてお聞きしたいと思います。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） 高齢介護課としていたしましても、当然どのような状況になっているのかということは何回か見に行かしていただいたところがあるんですけども、やはりリピート率というのが高くて、本当に多い方で、もう毎回来られている方がいらっしやっております。ただ残念ながら、次の通所型Cになりますと、3か月というふうな期間が決まっておりますので、まずは3か月来ていただくんですが、それ以降につきましては、これちょっと事業者との調整にもよるんですけども、例えばその受付をお手伝いしていただくとか、居場所としての機能としても開発というか展開できればなというふうに思っております、多くの方からは、やはり、もっとやってほしい、もっと続けてほしい、早くしてほしいというふうなお声をたくさん聞いております。

1. 委員（三浦美代子） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1. 委員（皿海ふみ） すみません。私も今んところで、移送サービスなんですけれども、これは、通所型サービスCの委託の中に一緒に募集するようなものなのか、あるいは別であればどういうところ、住民ボランティアとかでされているようなところもあるのかなと思うので、どういうところに募集をするのか教えてください。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） お答えいたします。

この移送サービスでございますけれども、現在シルバー人材センターと協議をさせていただいてところでございます。通所Cと同じ事業者かというところではなく、現状を試行的にさせていただいております介護予防教室の中でも声があるから一応考えた結果、訪問Dを実施していくんですけれども、なかなかそのニーズというのが読みづらいところでございます。もし仮にその利用者が少なかったらやはり継続するのは難しいのかなというふうにも考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

私も確かに送迎があれば行きたいのというようなことはお聞きしたことがあるので、安全を確保しながら取組のほう、よろしくをお願いします。

続いて、参考資料の219ページで、介護保険の10期の計画の策定に向けて、債務負担に入っていくというところで、10期の計画に向けた審議会の開催とか、策定の簡単なスケジュール見通しのところを教えてください。

1. 高齢介護課長兼賦課徴収係長（福田美樹） お答えいたします。

10期の計画につきましては、来年度、まずはアンケート調査、ニーズ調査をさせていただきまして、そのニーズ把握をした中で、令和8年度に骨子案を策定していくというところが考えておるところでございます。

令和7年度につきましては、通常計画推進審議会につきましては、2回ほどだったんですけれども、まずアンケートの調整等が必要になっていきますので3回、令和8年度につきましては同じく、通常であれば2回程度だったんですけれども、骨子案の策定もありますので、おおむね5回程度を開催回数として考えておるところでございます。

1. 委員長（松村絃子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村絃子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより、理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席頂いて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（松村絃子） 次に、議案第13号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(松村紘子) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(松村紘子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより、理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席頂いて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(松村紘子) 次に、議案第3号 交野市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員(皿海ふみ) 参考資料の17ページの説明も読みさせていただいて、基金設置する必要性については理解するんですけども、条例の中身で、運用益金の処理についてなどの項目もあるんですけども、この森林環境譲与税の趣旨からいくと、気候危機対策が待たなしであるというところでは、基金の運用に回したりとか、長く基金に積立てておくというようなことではなく、なるべく早く有効な活用というものが求められるかなと思うんですけども、その辺りについての考え方をお聞かせください。

1. 企画財政部長(苗村 徹) お答えいたします。

今、委員ご指摘のとおり、森林環境譲与税は令和6年度から所得税に上乗せする形でご負担を頂いて、一旦国のほうに納めた後、市町村に譲与税という形で戻されるものです。目的につきましては、森林の税源涵養だったりという水源涵養であったりというところの経費に充てるとされていまして、用途の明確化も求められていることから、今回、基金に積み立てる、当該年度に執行するもの以外については基金、適切に一旦積立てをさせていただくという形でございます。ただ、この条例の中で書いています4条の運用益金の処理についてというところは、何も基金の運用をしたいということではなくて、基金として現金を保管いたしますので、いずれにしても定期預金等に預けることとなります。ごく僅かとはなるとは思いますが、当該年度に何円かの利息も発生するものは、全て基金に戻すというところの趣旨を書いているもので、今回の基金につきましては、我々普通一般会計で今70数億円運用をさせていただいていますけれども、そういった形の運用は想定はしておりませんので、目的に応じた形の事業を必要に応じて取崩して、的確に使わせていただくという目的を考えておりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

1. 委員長(松村紘子) ほかに質疑ありませんか。

1. 副委員長(岡田智里) 参考資料18ページ表の左側、政策等必要とする背景のところの上から3行目、最後のところから複数年度分をまとめて執行される包括的である事業や単年度の配分額全額執行できない場合というところについて、もう少し具体的に教えていただきたいです。

1. 環境衛生課長兼ふるさといきものふれあいセンター所長(山口一也) お答えいたします。

単年度のほうの執行につきましては、今まで現在も県北の伐採等とかに利用させていただいておまして、県北の伐採を利用する際には、大体年間今200万円ぐらい利用させていただいております。

それ以外のまとめて執行したほうが効果的であるというのは、今現在というよりも今後についてなんですけれども、まとめてすることによって、例えば極端な話、公共施設の木質化とかそういった形になってきたら、単年単年で事業を行うというわけじゃなしになってくるので、その費用を先に積立てておいて利用していくという形になります。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより、理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席頂いて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（松村紘子） 次に、議案第14号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の74ページの説明を見ますと、物価の上昇等に従って、軽減の範囲が縮小しないようなということで、必要な措置だというふうには思います。ただ76ページの新旧対照表を見ますと、現行29万5,000円というところが今回引き上がる30万5,000円という数字ではなく、国民健康保険法施行令第29条の云々という、国保法施行令のほうで決められた金額という書き方になっていて、今までは数字で変更がある場合はしていたと思うんですけれども、なぜこのような書き方になっているのかというところで説明をお願いします。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

国民健康保険法及び地方税法におきましても減額に係る所得基準につきましては、政令で定める基準に従い、当該市町村の条例で定めることとなっております。この政令で示された金額というのは、議員おっしゃったような金額を具体的に載っている分につきまして政令のほうで改定されておりまして、これで市町村のほうも条例で定めなさいということですので、言っても市町村で、これを金額を変更するとかいう検討がするもう余地がございません。したがって今後これからもこの制度を続けることとなりますので、当該の政令を引用する形で改正を行ったという形になっております。

1. 委員（皿海ふみ） この規定になりますと、今後その基準が上がったり下がったりする場合も、議

会にはかからずに決まってしまうということになるということですよ。

1. 医療保険課長（村上 務） そのとおりになります。

ただし、料率等、年度が変わるたびに、議員さんのほうにも一定の周知等をさせていただきたいと考えております。

1. 委員（皿海ふみ） そうしますと、幾ら政令に従ってというところは一定分かりますけれども、やはり議会として、条例改正という形でチェックをしたり、その時々の方の市民の立場で意見申し上げたりという機会がなくなってしまうということは、私は望ましくないというふうに思うんですけれども、大阪府下で、75ページのところで、他の自治体も大阪府の各市町村は同様の改正を行うという表現になっていますけれども、他市では、数字で入れているところも少し見受けられると思うんですけれども、他市の状況はいかがでしょうか。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えします。

全市町村調査したわけではないんですけれども、北河内のほうでは大東市、四條畷市をはじめ、こういった今回大きい数字じゃなくて、こういった引用条例を用いようという形ではお聞きしております。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 議案第14号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党の反対の討論を行います。

今回軽減の所得基準額を引上げ、物価賃金の上昇により、軽減を受けている範囲が縮小しないようにされることが必要な措置と考えます。

しかし今回の条例改正では、今後同様の軽減判定の基準額の変更について、国保法施行令で定める金額によるものとし、市の条例改正にはかからずに自動的に上がり下がりすることになります。制度の変更に際し議会としてチェックをし、また、制度の見直しなど市民の意見を届ける機会が失われることには賛成できません。

以上、反対の討論といたします。

1. 委員長（松村紘子） ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（松村紘子） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和7年度交野市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（皿海ふみ） そうしましたら、追加資料の9ページの国保の運営協議会の資料の中で、9ページのところに保険料の比較ということで、令和7年度の保険料が令和6年度と比較されている表が載っているんですけれども、令和7年度につきましては、令和6年度に比べて若干の引下げ等なっているということがこの表からは見て取れるんですけれども、これは、

令和6年度があまりにも高い保険料の設定になっていたということが大きいというふうに思うんですね。そこで、完全統一になる前の令和5年度の交野市の保険料と比べて、この令和7年度の統一保険料というのがどういふものなのかというところをちょっと確認させていただきたいので、モデルケースで、よく4人家族の保険料などで出されますけれども、所得200万円、300万円の辺りで、令和5年度の交野市の保険料について確認させてください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

令和5年度につきましては、本市の基金のほう繰り出しまして、保険料の抑制を行ってまいりましたので、そのときの保険料ですと、令和5年度で4人世帯、所得200万円の4人世帯で、年間39万8,000円でした。令和7年度が44万4,600円ほどでありますので、7年度が下がったといえ、令和5年度と比較しますと4万6,600円ほどの値上がりをしているという状況でございます。

300万円の世帯につきましても5年度が57万9,600円、それに対しまして令和7年度は64万6,151円、7年度と5年度の差が6万6,551円ございますので、その分、まだ高いという状況でございます。その他の世帯につきましても、全ての世代において7年度のほうがまだ5年度よりも上回っているという状況でございます。

1. 委員（血海ふみ） 令和6年度から完全統一になりまして、もうそれ以前に比べてあまりにも高い統一保険料になっているということで、その状態は令和7年度についても依然として高過ぎる状態が続いているというふうに思います。

大阪府の国保の会計のほうなんですけれども、先日、会派の一般質問でも聞かせていただいたところでは、令和5年度単年度で、もう64億円黒字で、基金が154億円ほどたまっているということで、市町村から高過ぎる保険料を集めておきながら、大阪府の国保の会計で非常に黒字になっているという状況で、追加資料で出していただいた8ページのところでは、令和6年度の1人当たりの保険給付費が見込みよりも1万円程度実際には低い状況だというようなことも示されていますので、令和6年度大阪府としては、よりというか大幅な黒字になるんじゃないかというふうに思われるんですけれども。そうした中で、大阪府が市町村の保険料抑制のためにきちんと措置をしてくれているのかというのが非常に疑問なんですけれども、大阪府の黒字額だとか、たまっている基金というのを保険料抑制のためにどの程度大阪府として、統一保険料の算定時に使われているのかというところで、分かる範囲でお聞かせください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

議員おっしゃるように令和5年度の決算では大阪府のほうが大幅な収支、黒字という形になっておりました。それもありまして令和7年度の料率算定におきまして、保険料抑制のためにという形で約66億円の余剰の活用という形で、抑制のために組み込まれております。その他、基金の配分ですとか、交付金の配分等で、いろいろ保険料の抑制のための財源というのを確保はしておりますけれども、基金につきましては、今年度が154億円今残っておりますけれども、それまでが大阪府も赤字会計だったということもありまして、なかなか基金を全てを繰り入れるというところは、まだ今後のことも控えていますので、まだそこは思い切ったことができないというふうには聞いております。

1. 委員（血海ふみ） 基金のところまでは、保険料抑制のために使われていないんじゃないかなとい

うことで、大阪府全体でこういった必要な保険料の額というのを計算すると、交野市のような小さなところだと、もう少し緻密に計算もできると思うんですけども、大阪府全体でどうしても高めに、必要以上に保険料が請求されているというんじゃないかという感が否めませんので、市として引き続きこのような高過ぎる保険料というのは容認できないということで、ぜひ声を上げていただきたいというふうに思います。

そしたら、あと予算書の13ページなんですけれども、繰入金のところ、財政調整基金繰入金1,301万4,000円の内訳、使い道についてお聞かせください。

1. 医療保険課長代理（久保田佳代） お答えします。

財政調整基金繰入金に関しましては、がん無償化の分が500万円と事業費納付金のほうで801万4,000円という形になっております。

1. 委員（皿海ふみ） 事業費納付金は、大阪府から出すように言われているといますか、どういう目的で使われるんでしょうか。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えします。

先ほどの保険料の抑制のために各市町村のほうから、人数当たりに対して幾らということで定額のほうで決まっております、その大阪に納めるための納付金をこちらの基金のほうから取崩して納めるという形になっております。

1. 委員（皿海ふみ） それぞれ市町村、基金の残高にも違いがある中で、大阪府がこれだけ出せみたいな形で施行示してくるのもどうなのかなというふうには思うんですけども、交野市としては、この財政調整基金というものを市独自で保険料の引下げに使ったらあかんという大阪府からの方針がある中で、がん検診の無料化のところ使っているのは非常にいいことだなというふうに思うんですけども、それだけでなく、より国保加入者に還元できるような取組というのを何とかできないかなということで、これから、これまでも他市で実施されている、例えば特定健診を受けた方にクオカードを3,000円分を出しましょうとか、そういった交野市の加入者の保険料積み重ねでこの基金が積み重なってきたというところで、何とか還元できるような施策をできないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

基金の扱いにつきましては、おっしゃるよう使い道というのがすごく整理されている中で、一定そういった各所が行う保健事業については、基金繰り出してもいいというところがございまして、そこを各市町村が工夫して、どういったところができるのかというところでやっているところなんですけれども、本市におきましては基金のほうは今残高が5億8,000万円ほど、ピーク時に比べますと2億円ほど減ってきているような状況なんですけれども、今後も、去年がちょっと予定のないちょっと赤字会計やったものですから、ちょっとここで基金を取崩して補填という形もありましたので、ちょっとまだこの令和6年度から統一保険料になりまして、予算の状況というのがまだ定着しない状況ですので、本当不用意にちょっとまた基金の取組が必要になる場合もございまして、ちょっと一定その辺は見定めながら、うちのほうもまた基金の使い道についてはちょっと検討のほう、他市の状況も参考にしながら検討したいと思っております。

1. 委員（皿海ふみ） ぜひ検討のほう、よろしく願いいたします。

追加資料の4ページ、マイナ保険証の利用率について出していただいたんですけども、

国保で交野市の利用率が上がってきたとはいえまだ34%という中で、今、紙の保険証が10月いっぱいまでは使えますけれども、そのあとの切替え、マイナ保険証を持っていない方には資格確認証を送るというような手続は、何月頃からどのような流れになるのか改めてお聞かせください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

今、現在皆さんお持ちの国民健康保険証、最後の健康保険証が手元にございます。それが有効期限が10月の末までになっておりますので、それまでに、10月に入りましたら、マイナ保険証を持ちでない方には資格確認書、マイナ保険証を持ちの方は資格情報のお知らせというものを送りますので、必ず空白分のない切れ目のないように、保険証についてきっちり行ってまいりたいと思っております。

1. 委員（皿海ふみ） マイナ保険証の利用率がまだ3割程度ということで、私もよくお聞きするんですけども、自分がマイナンバーカードは持っているんだけど、保険証とのひも付けができていのかどうかよく分からないという方もいらっしゃるんですね。そういった方とかが今度の切替えのときに、自分が資格確認書が届くと思っていたのに届かないとか、そういったことで、いろんな混乱が起きるのではないかなというふうに想像するんですけども、そういった中で、もう少し利用率が上がってくるまでは、一旦も全員に資格確認書を送るというほうが混乱が少ないのではないかとということも、検討していただければなと思うんですけども、いかがでしょうか。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

確かに、今も窓口にも私がひも付けされているのかどうかというのが分からないので、確認してくれというようなお問合せもたくさん頂いております。資格確認書というものの自体がまだどういったものかということも皆さん分かりきっていない部分というのも大変ございますので、議員がご心配くださっているように切替えのときにすごく混乱を招くなということは想定されておりますので、その前にも後期高齢者の方の資格確認書の切替えのほうが行きますので、年度明けましたら、もう早々にそういった周知のほう、何月に切れるから何月までに送ります、資格確認書とはこういったもんですというものをもう1回改めて広報のほう等々でしたいと思っております。

全世帯に遅ればしいんですけども、基本的にマイナ保険証を今後利用するという形で推奨するようにはなっておりますので、我々もそういった利用の補助は当然させていただくんですけども、一方でそういったマイナ保険証、こういったら使いやすさだよということも、逆にマイナ保険証をこうやれば便利などもありますよということもあわせて周知しまして、混乱が起きないように努めてまいりたいとは思っております。

1. 委員（皿海ふみ） あと、マイナンバーカードの中の電子証明証の期限が切れてしまうと、保険証として利用できなくなるということで、様々な事情で、その電子証明書の更新が遅れた場合というのは、自動的に市のほうから資格確認書という形で送られるのかどうか確認させていただきます。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

その電子証明書の有効期限が切れる間に、まずマイナンバーカードの担当のほうから切替えのご案内をさせていただくんですけども、それも執行されまして忘れてしまった

とかいう形で、もし3か月過ぎましたら、本市のほう切れましても3か月間はそのまま電子証明書の有効期限というのがございますので、それが切れる本当3か月後、それに合わせまして、本市のほうから資格確認書のほうをそういった方に対して自動的に送るような流れになっております。

1. 委員（三浦美代子） ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、参考資料の216ページなんですけど、歳入歳出予算の増減ということで書かれていまして、歳出が保険給付費の事業費納付金も保健事業費も減になっていますが、歳入だけで繰入金2,000万円増となっています。この考え方を教えてください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

予算全体としましては、被保険者の減少等もありまして、予算の大規模を占めます医療費につきましては被保険者が減少していますので、医療費のほうも下がっているという状況で、予算全体としましては減少傾向でございますけれども、この繰入金につきましては、市からの繰入金等々につきましては、低所得者に対する減額について、一定繰入れがございます。ですので、一定低所得者が拡大する、増えていっているという状況の中で、保険料の減額をしておりますので、それを埋めるための繰入金ですとか、ほかの例えば郵便料ですとか、そういった事務費の上がった分に対する繰入金という形もございますので、ちょっとこの部分については収入が増という形で、計上させていただいております。

1. 委員（三浦美代子） 郵便代とかは分からないでもないですけども、低所得者が増える見込みはどの程度考えておられるのか教えてください。

1. 医療保険課長（村上 務） きちっとした数値等々ではないんですけども、社会保険の制度の緩和等がありまして、今国民健康保険の中でも、所得のある方は皆さん社会保険に移られるという形になっております。ですので、国民健康保険の加入者の相対的に見ますと、今までそういった所得のあった方が抜けられて、国保に残る方は、本当に今の年金の方ですとか、そういった低所得者層がほぼ中心になってきますので、その方はやはり所得が少ないというところでその分に対しての繰入れというのがありますので、大幅に増えるというわけではないんですけども、総体的にはそういった、低所得者が増えてきているという状況。見ましてこの繰入金というの、連動しておる状況でございます。

1. 委員（三浦美代子） 低所得者の皆さんに対して、誰しも国民健康保険料の負担が低ければ低いに決まっているんですけども、やはり繰入金にも限度があるというふうに私は考えまして、それを根拠なしに、多分増えるでしょうだからこれだけは増やしましたという理由は、ちょっといささか心もとないなというふうに思ったんですけども、改めて答弁お願いします。

1. 医療保険課長（村上 務） 申し訳ありません。

例年の推移等々で計算いたしまして、繰入金というのは、毎年その低所得者さんに対する保険料減免に対する補填という形の繰入金というのが、年々推移で計算しておりますので、それから見た中での推計があるんですけども、それプラス今回多かった分は、その人件費の高騰であったり、そういった郵便費の上昇、そういった一般事務にかかる分の繰入金も多かったものですから、総額としてここだけはちょっと2千万円上がったという状況になっております。

予測でこうだろうというところで低所得者さんが増えるんだろうという、そういった安

易な分ではなくて、各課からの推移等を計算した上での判断としております。

1. 委員（三浦美代子） 歳出が減になっているということを比べたときに、繰入金だけが上がっているということを、私は明確な見通しを答えていただけるのかなというふうに思っていました。歳出が減るけれども郵便代は増える、人件費が増えるという答弁が、いささか心もとないなと思って次第です。

この件はもう以上で結構です。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 議案第23号 令和7年度交野市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党の反対討論を行います。

反対の理由は、令和6年度から完全統一された大阪府の統一保険料が、令和7年度は若干の引下げになるとはいえ、依然として高過ぎることです。モデルケースで所得200万円の4人家族では、完全統一前の令和5年度の保険料が39万8千円、令和7年度が44万4千601円と、完全統一前と比べてもあまりにも高過ぎる保険料であり、国民健康保険の加入者の負担の限界を超えています。

大阪府の国保会計は、令和5年度には単年度でも64億円黒字、基金も154億円に達し、令和6年度にも大幅な黒字が予想されています。市町村が大阪府に納めなければならない事業費納付金が、必要以上に高く設定されていると考えざるを得ない状況です。

さらに、大阪府は国保運営方針で、市独自の保険料軽減の努力や減免制度さえ認めないとしていることは、市町村の権限を否定する押しつけです。交野市として、このような大阪府の高過ぎる統一保険料を引き下げるために、国や大阪府の負担率を増やすことを強く求めていただくとともに、市独自でも加入者の負担軽減につながる施策の実施をぜひ検討いただくことを求めまして、反対の討論といたします。

1. 委員長（松村紘子） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（松村紘子） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（三浦美代子） 質問というか要望になるかも分かりませんが、歳出予算が3千187万4千円ほど減になる見込みというふうに書かれておりますが、後期高齢者の方に対しまして、これは介護保険のお金なので、これを使うという意味ではないんですけども、後期高齢者の方に対してのがん検診というのを導入というお考えができないものかどうか、今の段階

で結構ですので、お考えをお聞かせください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

国民健康保険の被保険者については、がん検診を無償のほうでさせていただいているんですけども、後期高齢者の保険につきましては、国民健康保険は保険者が交野市でございまして、交野市の国保会計から支出するという形で被保険者は無償にできているんですけども、後期高齢者につきましては、保険者が大阪府の後期高齢者広域連合という形でしておりまして、本市にお住まいの後期高齢者の方にがん検診の無償化をしようと思わずと、その会計で予算化をする必要があるんですけども、後期の予算というのは全て通り抜け会計といいますか、皆さんからお集めした保険料をそのまま後期高齢者のほうに納入するという形で、実は本市で使える保健事業費というのがもうございません。ですので、本市だけで予算というのを組み込むことがちょっと難しいものですから、していただくとしたら大阪府全体で、広域連合として予算を計上していただいて、後期高齢者の方のがん検診を無償化するという形を取っていただく、もしくは交野市独自の施策で一般会計のほうで予算を取っていただいて、その方に対する支援という形での方法しかないのかなと。後期高齢の予算の中で、そういったことを計上することが、本当難しい状況になっているという状況でございます。

1. 委員（三浦美代子） 74歳までがん検診を無料にさせていただきまして、これは多くの市民の方から感謝の声も聞いておりますし、また受診率もアップしているようにもお聞きをしておりますが、75歳になった途端に有料ですということで、がっかりしてますみたいなお声もちらほらお聞きすることもあります。今、担当課のほうから苦しいご答弁でしたけれども、もしまた一般会計のほうからとか、市の施策といたしましてできるようでしたら、今後、またご検討いただければありがたいという要望をいたしまして、この質問を終わります。

1. 委員長（松村絃子） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の221ページのところで、歳出です。

広域連合の納付金として求められている分だと思っておりますけれども、前年度に比べて3千187万円減ということで、75歳以上人口としては増えているのかなというふうに思うんですけども、なぜ減になっているのかという要因についてお聞かせください。

1. 医療保険課長（村上 務） お答えいたします。

負担金が減ったというよりも、昨年度の予算におきまして、昨年度は、その前年度の精算金というのがございまして、そこに7千万ほど通常よりも多く予算計上いたしましたので、今年度はそれがございませんでしたのでその差、プラス、今年度ですので、それを除くと今年度の納付金は上がっているという状況にはなるんですけども、そういった精算金がないというところで、昨年度と比べて減っているという状況にはなっております。

1. 委員長（松村絃子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(松村紘子) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は退席  
いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(松村紘子) 次に、議案第5号 交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例  
についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員(皿海ふみ) 参考資料の21ページで、地域公共交通計画の策定を所掌事務に加えていくと  
いうところで、重要な改正だなというふうに思います。地域公共交通計画の策定のスケジ  
ュールについて、簡単な見通しを教えてください。

1. 都市まちづくり課長(古澤悠司) お答えいたします。

令和7年度からスタートさせていただきまして、令和8年度末までで計画策定の動きを  
させていただいて、令和9年度から地域公共交通会議をスタートできればというふうに考  
えているところでございます。

1. 委員(皿海ふみ) あと、組織の委員の構成についてなんですけれども、活性化再生法第6条第2  
項に基づく委員を追加するという説明にはなっているんですけれども、具体的に委員の追  
加について、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

1. 都市まちづくり課長(古澤悠司) お答えいたします。

もともと道路運送法に基づく地域公共交通会議を開催させていただく中で、今回、活性  
化法のメンバー追加につきましては、公共交通事業者として鉄道事業者の追加を考えてお  
ります。具体的に申しますとJR西日本さんと京阪電鉄さん、この2社から委員のほう2  
名を選任する予定でございます。

1. 委員(皿海ふみ) それ以外に、公共交通計画を策定していくに当たっては、これまで以上に利用  
者だとか、住民の意見を反映させていくための努力というのが求められると思うんですけ  
れども、そういう意味でも市民代表といいますか、住民、利用者の方、また例えば障がい  
者団体の方、高齢者団体の方という市民委員というのをもう少し増やしていく必要もある  
んじゃないかというふうに考えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

1. 都市まちづくり部次長(林直希) お答えします。

今回、委員につきましては、法定でメンバーが決まっておる中で、公共交通事業者であ  
りますとか、道路管理者でありますとか、もちろん市民様も入っていただいた中で議論を  
させていただくというものでありますので、どこかが多く入るとかいうものではなくて、関  
係者の者が入っていただいて議論をさせていただくということをご理解いただければなとい  
うふうに思います。

1. 委員(皿海ふみ) 今までの交通会議でも、運輸局の方とか関係機関からかなりたくさん委員さ  
んにご参加いただいている、市民の方が公募枠で3人参加されていると思うんですけれど  
も、まず、3人では少ないのかなという、もう少し利用者だとか住民の意見を反映させて  
いくということでは、市民委員を増やしていくということもぜひ検討いただきたいという

ふうに思うんです。

資料の中で、こうした会議を設置している自治体の名前を書いていたいただきましたので、見たんですけれども、ほかの自治体で同じぐらいの委員数の中でも、住民の人数をもう少し多めに取っているところとか、高齢者団体、障がい者、PTAとか、地域の自治会とか関係するところからも、委員に選ばれているところもたくさんありましたし、会議の運用の中で、委員でなくても市民から意見を聞くワークショップだとか懇談会というものを小まめにやっていくとかいうやり方もあるかもしれないんですけれども、そういったことも含めて、利用者、住民の意見をより反映させていくというところについて、もう少しお考えありましたらお聞かせください。

1. 都市まちづくり部次長（林 直希） お答えします。

利用者のご意見というところでありましたら、アンケートでありますとか、利用者からアンケートでお言葉を聞くということもありますし、必要に応じて各地域からのお声を聞かせていただくというケースもあるかと思えます。ただ委員と、委員会の中での市民だけを多く増やすということは、今回につきましては、一定の人数の中で委員会を動かすというふうには考えてございます。

1. 委員（皿海ふみ） もう要望にはなるんですけれども、進める中で、例えば分科会などで、ルートとか、移動手段の在り方とか、もう少し利用者の意見を聞いたほうがいいよねというような場面も様々な工夫でも持っていただくことも含めて、ぜひ市民意見、市民参加での計画策定というところで、努力いただけますようによろしく願いいたします。

1. 委員長（松村絃子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村絃子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 市道の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村絃子） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和7年度交野市下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 予算書の29ページで、債務負担行為の中で、下水道の施設の包括的管理業務委託、3条予算分、4条予算分で6千万円と3千500万円の限度額が組まれていますけれども、令和7年度の予算としてはどこに幾ら入っているのか、お聞かせください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

予算書になります。14ページの上から3段目になります。

委託料、こちら環境費の委託料になりまして、維持管理に係る委託料となっておりまして、こちらが令和7年度の包括委託の予算としては4千696万6千円のうちに3千万円が入っております。

もう一方で、4条予算のほうも建設改良費に係る予算がございます。こちらが予算書の19ページの上から2行目の委託料です。

1億2千150万円のうちに、こちら管渠の点検にかかる費用が1千500万円と、その下の工事請負費1億円の中にこちらのポンプ施設の制御盤の更新工事が1千万円ほど入っております。

以上でございます。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

あわせて、包括的管理委託ということで、予算が決まりましたら契約をするということでプロポーザルもされていたと思うんですけども、プロポーザルの結果について教えてください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

包括委託といたしましては、令和7年度、8年度の2年間の契約というところでプロポーザル、令和7年度1月頃からプロポーザルの公募を1か月間ほどいたしまして、参加事業者につきましては、共同企業体1社となりまして、ホームページでも公表させていただいておりますけれども、前回と同じ共同企業体となっております。

1. 委員（皿海ふみ） 前回と同じ共同企業体で、応募が1社のみということで、3回目ですか、ずっと応募が1社のみで、地元の業者さんの企業体なので、すぐ対応していただいていたということはあるんですけども、ほかの事業者が参入できないような状況はないのだろうかとか、1社の状態だと、そこが駄目になればほかに代わりがなくなるというのも困りますので、そういった競争性の担保というところで、何か改善の努力とかされたのか、お聞かせください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、今回でプロポーザルも3回目となっております。やはり包括委託というところで業務が多岐にわたっておりますので、なかなか下水の緊急対応等の業務も入っておりますので、やはり他市の少し遠い業者さんというのは、非常に入りにくい状況になっておるかと思います。

まず、プロポーザルの前に、昨年度に、我々も3回目のプロポーザルになりますので、やはりいろんな事業者様からご意見をいただくというところで、業務内容についてアンケ

ート調査をいたしまして、アンケートを募集したわけなんですけれども、特にそういった業務内容等の改善を求めるような、そういうアンケートの回答も今回いただけなかったので、業務の内容といたしましても、同じ内容で今回はプロポーザルのほうかけさせていただいてございます。

1. 委員（皿海ふみ） それと、それとも少し関わるんですけれども、令和7年度にウォーターPPPの導入に関わる検討を行っていくということで、全員協議会でも報告されていましてけれども、その検討に関わる費用は、この予算書の中でどこにどれぐらい計上されているのか、教えてください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

予算書にございまして、こちらもちょうと詳細にはつけておらないんですけれども、19ページの上から2行目になります。

こちらの委託料、先ほども申しました1億2千150万円のうちに、ウォーターPPPの検討業務の委託料といたしまして、3千350万円をこちらの中に計上させていただいています。

1. 委員（皿海ふみ） 3千350万円ということで、検討する業務の内容、どういったことを検討するのかというところが、資料も何もなくてよく分かりませんので、もう少し教えてください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

こちらの来年度のウォーターPPPの検討業務につきましては、まず事業者様向けのサウンディング調査アンケートのほうを実施いたしまして、さらには業務内容のほうの検討もしまして、令和7年度で、可能であれば、今後の要求水準書等の資料の作成までは、この検討業務に含めていきたいとは考えてございます。

1. 委員（皿海ふみ） 今後の事業者募集に向けた要求水準書のところまでできればということですので、業務の枠組みというんですか、内容、基本的な考え方、こういう枠組みでいこう、導入しようというようなことが見えてきた段階で、議会のほうにも情報共有といいますか、説明等、また意見を聞くような機会も随時持っていただきたいなというふうに思います。いきなりこの事業者募集みたいな話にまで飛んでしまうのではなく、途中経過ということでぜひお示しいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、実施計画書の174ページの辺りで、というかちょっと載っていないのでお聞きしたいところなんですけれども、一つは、埼玉県八潮市の下水道管の破損の原因と思われる道路陥没の大惨事がありまして、それを受けまして、交野市でも下水道管の緊急点検などもされかけていたと思うんですけれども、その事故を受けた緊急点検的な予算というのは、令和7年度の中で入っているのかどうかをお聞かせください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

埼玉県の事故を受けまして、国から緊急点検の通達が出ておるわけでございますけれども、国から出ておる対象の施設につきましては、大きな管渠、2m以上の管渠を対象に点検していきなさいという通達が出てございます。

交野市内につきましては、そのような大きな管というのはございませんので、緊急点検の通達の対象施設はないんですけれども、自主的に我々、交野市で言われる大きな管渠というのを自主的に点検を実施いたしてございます。交野市といたしましてやはり影響が大きなところ、管径でいきますと80cm以上の管渠、最大でも1mの管渠がございまして。そ

ここで、80 cm以上の管渠というのを業者に委託しまして、今、点検の実施中でございます。

そのほかに、いわゆる幹線管渠という水量が多いような管渠につきましては、職員で地上から、車で走りましてマンホールを開けて点検のほうを、職員での点検はもう実施が終わってございます。

あとは、大きな管渠、我々職員で直接できない管渠につきましては、点検業者のほうに委託しまして、今現在、マンホールから降りていただいて、夜間も含めて点検をしていただいているところでございます。そちらにつきましては今年度で完了予定ですので、ちょっとお話長くなって申し訳ございません、議員おっしゃる令和7年度の予算というのは、埼玉県受けての予算措置というのはございません。

ただし、ストックマネジメント計画で、毎年こちらに実施計画に載ってございます。毎年実施しておる管渠の点検というのは、令和7年度では、5.5 km、こちらの点検調査というのは引き続き毎年やっていきますので、ストックマネジメント計画による点検調査の費用がこちらの予算のほうに、来年度1千500万円ほど予算を計上させていただいてございます。

以上でございます。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

ここの実施計画書の174ページでは、そのストックマネジメント計画に基づく点検調査と、あと新しく未整備地区に対する敷設というところで上がっているんですけども、その老朽管の更新ということでは、計画的に進めていかれているんだろうというふうには思うんですけども、令和7年度、その老朽管の改修なり更新なりということでは、どのような事業を予定されているのかをお聞かせください。

1. 下水道課長（仲谷倫由） お答えいたします。

予算書になりますと、先ほども申しました19ページの上から3行目の工事請負費が管路改良費というところで、改築更新にかかる費用となってございまして、1億円の予算を上げさせていただいてございます。

主な事業内容につきましては、南星台地区の取付け管の取替え費用3千万円、青山、妙見坂地区のマンホールの蓋の更新が2千500万円で、星田山手地区、昨年等々を調査しまして、傷んでいる本管が部分的にございますので、こちらの改築費用2千万円が主な改良、更新にかかる費用の工事費となっております。

以上でございます。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和7年度交野市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係のない理事者は、退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（松村紘子） 次に、案件2の所管事務調査についてのうち、交野市こども計画についてを議題とします。

パブコメ実施後の計画案について理事者より説明をお願いいたします。

1. 健やか部長（島田国久） よろしくお願ひします。

こども計画につきましては、前回12月のこの委員会におきまして、計画案の内容説明をさせていただき、その後、その計画案に対するパブリックコメントを実施いたしました。

本日はパブリックコメントの結果につきまして、いただいたご意見とそれに対する市の考え方、対応等についてのご報告と、パブコメの結果や審議会での審議等を踏まえまして、前回からこの計画案の一部を修正をしておりますので、その修正箇所を中心に説明させていただきたいと思ひます。

説明につきましては、子育て支援課課長の今村より説明させていただきます。

1. 子育て支援課長（今村陽子） 子育て支援課、今村です。よろしくお願ひします。

そうしましたら、交野市こども計画（案）のパブリックコメントの結果について、ご報告させていただきます。

お渡ししております本日のご提示の資料ですが、資料1としましてパブリックコメントの手続結果の概要、資料2としましてこども計画主な変更点、資料2-1でこども計画主な変更点別添と資料3、交野市こども計画（案）、資料4、交野市こども計画概要（案）とさせていただきます。資料のほうには資料番号がついていないんですけども、

資料の名称というところで資料番号をつけさせていただいております。

そうしましたら、資料の1、パブリックコメント手続結果概要についてご覧いただけますでしょうか。

12月16日から1月15日までの1か月間実施いたしました。3件の意見がございました。受付をした意見としましては、性教育に関する意見が1件、第5章の基本目標1～5のSDGsの見直しが1件、第7章、計画の推進、2の計画の点検・評価に向けて記載が分かりづらいという意見が1件ございました。

まず、性教育に関することについてですが、正しい知識を得て行動すること、また自分を守り大切にすることができて、初めて他人を守り大切にすることができる、他人を思いやる行動を取るためにも、公の教育でどの子も性教育を学べるようにしてくださいというご意見でした。

この意見に対して、市の考え方としましては、性教育、命と自分を大切にすることを学ぶ機会を、本計画においても大切な取組と考えております。学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき実施しており、また、命や性などに関する講座等につきましては、母子保健事業と学校と連携して、引き続き開催していきたいと考えております。

次に、基本目標1～5のSDGsですが、内容については再度見直しさせていただきました。該当する項目を追加させていただきました。

次に、計画の点検・評価に向けての記載ですが、点検・評価体制について分かりづらいというご意見がありましたので、こちらにつきましては、分かりやすくPDCAサイクルの図を変更し追加させていただいております。

以上がパブリックコメントの結果となっております。

次に、資料2でつけさせていただいておりますこども計画の変更点について、ご説明させていただきます。

交野市のこども計画（案）については、パブリックコメントの結果と同時に、庁内の意見を踏まえ、会議でご意見いただいた内容等を含めて議論して、変更した点について、この資料2のこども計画、主な変更点というところで資料にまとめさせていただいております。

表紙1ページをめくっていただきますと、追加した部分は青マーカで、削除した部分については赤の見え消しとしてお示ししております。左上に、かぎ括弧の中にページ番号がついておりますが、これは資料3に添付しております交野市こども計画（案）のページ数となっております。

変更点でございますが、第5章の施策の展開、基本目標1の現状と課題につきまして、本市では、令和3年度以降の後ろに4月1日時点を追加しております。1年間ずっと待機児童がないように感じられますというご意見がありましたので、4月1日という時点を追加させていただいております。

次に、基本施策（3）の質の高い幼児期の学校教育・保育の推進について、教育委員会の教育ビジョンとの整合性を確認し、架け橋期のカリキュラムということで、架け橋期を追加させていただいております。

基本目標4のこどものすべての成長過程にわたる支援、基本施策についてですが、（4）の障がいのあるこども（支援の必要なこども）のライフステージに応じたきめ細やかな支

援・保育・教育の推進です。そこにつきましては、内容の追加をさせていただいております。

(7) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進としまして、二つ目の丸、子供が安心・安全に過ごせる公園等の遊び場の整備や維持管理などの取組を追加させていただいております。

次のページをご覧ください。

第6章、法定事業の目標値等ですが、令和6年度子ども・子育て支援法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の妊婦等包括相談支援事業が、前回のお示ししたときに抜けておりましたので、これが追加記載となっております。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保についてを追加しております。

次のページをおめくりください。

2の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策についてですが、別添でつけさせていただいております資料2-1別添をご覧くださいませでしょうか。

ちょっと横長の細かい数字になっているんですけども、そこにつきましては、変更箇所としては、横軸の新制度に移行しない幼稚園の行を削除したのと、縦軸の2号、教育の利用規模を項目に該当する対象がなくなったため削除しております。表内では、令和7年から11年度の3号、ゼロ、1、2、3歳の量の見込み、黄色いマーカーの部分ですが、そこにつきましては、量の見込みの修正をしております。修正理由につきましては、育児休業の延長を希望する場合には、国の制度に必ず保育の申込みが必要となっている関係上、申込者の中に育児休業の延長を希望する方が含まれているため、これまでの実績を基に修正し、見直しをさせていただいた数値となっております。

すみません、先ほどの資料2の4ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

3、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についての8、一時預かり事業についてですが、量の見込みについて、こども誰でも通園制度を考慮した数字としておりましたが、事業の目的から別事業として考えたほうが望ましいとなりましたので、ニーズ調査を基に算定した数字に変更させていただいております。

その下の14番、子育て世帯訪問支援事業については、令和6年10月から開始している事業のため、再度実績を確認し、量の見込みの確保方策を実績に合わせた形で見直しさせていただいております。また、今後の取組も追記しております。

次のページになります。

初めに、ご説明いたしました追加された事業となります。17番の妊婦等包括相談支援事業につきましては、令和5年2月から出産・子育て応援給付金事業として、既に実施しておりますおりひめ出産・子育て応援事業、経済的支援や伴走型支援として実施していたものですが、令和7年度より新たにこども計画の法定事業に追加されたことに伴い、量の見込み、確保方策、今後の取組を追記しております。

続きまして、18番の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきましては、量の見込み、確保方策を追記させていただいております。

19番、産後ケア事業につきましては、今後の取組が抜けておりましたので、追記しております。

次のページをご覧ください。

第7章の計画の推進ですが、パブリックコメントでもご意見がありましたので、内容の変更を行いました。また、パブリックコメントでご意見いただいておりますSDGsにつきましては、計画の第5章に追記をさせていただいております。

以上が変更点となります。この計画は、交野市子ども・子育て会議にて報告、審議いただいております。また、大阪府へも報告をしております。最終、誤字脱字の確認を行い、交野市こども計画として策定を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

1. 委員長（松村紘子） 説明はお聞きの次第です。

本件に関し質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（岡田智里） 資料2の2ページ、基本目標4の基本施策のところ、見え消し線されている1個上の項目、障がいのある子供が生涯住み慣れた地域で安心して生活できるよう広報啓発活動等による障がいへの理解促進に取り組みと書いていただいているんですが、この広報啓発活動等というところをもう少し具体的にお聞かせください。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

障がい福祉課、障がい関係のほうの施策としまして、あらゆる事業がございますが、その中で安心して暮らせるようにというところで、いろんな事業の啓発を広報等で行うということになっていきますので、細かくたくさん事業があるんですけども、それを皆さんに周知できるように進めていくということになるんですけども、どうでしょうかね。

1. 委員（岡田智里） ありがとうございます。

何が言いたいかという、要は広報啓発活動ということでいくと、見て、聞いて、障がいへの理解促進ということなんですが、話を聞くだけじゃなかなか理解しづらいこともあると思うんです。というところで、例えば特別支援学校との交流であったりだとか、実際に関わってみることで、こういった方々がいるんだと理解が進む、あるいは関わり方の学びになるということも考えられるかなというふうに思いますということで、この広報啓発活動というのが、どういうことをするのかというのを聞いたかっただけなので、実際に交流することで学びが深まることもあるのではないかなと思うので、意見として申し上げておきます。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑等ありますでしょうか。

1. 委員（皿海ふみ） 資料2の44ページ、量の見込みのところを変更するという話なんですけれども、先ほど言われたのは、育休延長したいときに、待機児童になりたいって言ったらずけれども、というような方が一定いらっしゃるんで、その実績の部分は聞きましたという、そういうことでもいいんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

委員のおっしゃるそのとおりです。

1. 委員（皿海ふみ） それは今、口頭でお聞きしたんですけども、何か説明会をしているんですか。私、初めこの資料だけを見たときに、パブコメ終わった後に勝手に見込みを変更するってちょっといかなものかなというふうに思っていたんですけども、説明を聞いたならそういうことなのかなと思ったんですけども、これだけ見ても全然分からないので、そういうことで、その分については変更しましたというようなのが、読んでも分からないかなと思うんです。パブコメで出されていた意見でもないし、パブコメに出されていた案からなぜ

この数字になったのかと、後で全然分からなくなってしまうんじゃないかなと思うので、その変更の理由というのを、公表する機会はあまりないのかもしれないですけども、この資料にも付け加える必要あるかなというふうに思いましたので、ぜひ検討いただければと思います。

それと、待機児童ゼロを続けていますという出だしのところなんですけれども、今年度結構厳しいように、途中で聞いていたんですけれども、4月1日ではゼロでいけそうなのかと、まだ最終のところだと思うんですけれども、そこはどんな感じなんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今、ちょうど4月に向けて2次選考が終わりまして、最終の選考をまさに今日からやっているところになりますので、できるだけ入りたい方にとっては入れるように、マッチングとって空いているところの案内を今しているところです。待機児童につきましては、その終了後、こちらで集計のほうをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑等ありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） ないようですので、本件についての質疑は終了いたします。

それでは、本件に関する調査はこれで終了したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、本件に関する調査はこれで終了いたします。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。

（理事者交代）

1. 委員長（松村紘子） 次に、交野市健康増進計画・食育推進計画（第3期）についてを議題とします。

パブコメ実施後の計画案について理事者より説明をお願いいたします。

1. 健やか部長（島田国久） 健康増進計画につきましても、こども計画同様、各パブコメの結果報告と前回から計画の一部を修正しておりますので、修正箇所を中心にご説明をさせていただきます。

説明につきましては、健康増進課長の早野より説明させていただきます。

1. 健康増進課長（早野多恵子） よろしく申し上げます。

交野市健康増進計画（第3期）（案）に関するパブリックコメントの結果及び前回の所管事務調査後の変更点をご報告させていただきます。

資料としまして、交野市健康増進計画（第3期）（案）、交野市健康増進計画（第3期）概要版、パブリックコメントの手続結果概要、交野市健康増進計画（第3期）パブリックコメント後の主な修正部分の抜粋です。主に説明につきましては、資料のパブリックコメントの手続結果概要と交野市健康増進計画（第3期）パブリックコメント後の主な修正部分の抜粋を使用させていただきます。抜粋につきましては、以下、抜粋版として言わせていただきますのでよろしくお願い致します。抜粋版の修正箇所には、修正前の内容に取消し線を入れ、水色の網かけにて修正後の内容を強調しております。また、資料のページ番号は交野市健康増進計画（第3期）（案）とそろえていますので、併せてご確認ください。

それでは、パブリックコメント手続結果概要に沿ってご説明させていただきます。なお、寄せられました意見につきましては、意見番号を付番していますので、番号に沿って説明をさせていただきます。

今回、令和6年12月16日から令和7年1月15日までの約1か月間の間にパブリックコメントを行いました。市民の皆様からのご意見は12件あり、9人の方からご意見をいただきました。寄せられた意見として第4章に関するもので、内訳は2、身体活動・運動についてが4件、6、喫煙についてが8件です。

次のページをご覧ください。

意見番号1番について、市民ボランティアによるウォーキング活動「歩く歩くDAY」の支援の記載については、この活動は市が実施している事業で、市民ボランティアが手伝っているものの市民ボランティアによる活動とは言えないのではないかという意見がありました。

市の考えとして、市民ボランティアによるウォーキング活動が主体ではないと判断し、表現をウォーキング活動を推進するために歩く歩くDAYを開催しましたに修正します。抜粋版の下部26記載の資料にて修正しております。

意見番号2番につきまして、メンバーの高齢化等が課題となっているの現状について、事業の継続にはボランティアだけに頼らず、委託なども検討することが重要ではないかという意見がありました。

市の考えとして、ボランティアの育成を進めるとともに、現在のメンバーとも相談しながら協力して取り組んでいく方向のため、本文の修正はございません。

意見番号3番について、定期的な運動習慣を身につけることについて、歩く歩くDAYを実施していることやウォーキングへの動機づけ、気軽なウォーキングに寄与していると考え、それに関する記載がないとの意見がありました。

市の考えは、歩く歩くDAYの開催、運動のきっかけづくりは、市民ボランティアの協力を得て、運動習慣の定着に向けた取組を行っていることから、歩く歩くDAYの開催など運動のきっかけづくりや運動習慣の定着に向けた取組を市民ボランティアとともに行いますに修正します。抜粋版下部27記載の資料にて修正しております。

意見番号4番につきまして、大人が運動できる器具のある公園を住宅地の中に造ってほしい、気軽に行ける場所にあれば、運動への意識も高まり、市民の交流の場にもなるという意見がありました。

市の考えは、既に身近で体を動かせる公園や遊歩道など、運動ができる環境の設備に努めておりますので、本文の修正はございません。

後に意見について詳しく説明しますが、意見番号5番から9番については、抜粋版下部40記載の資料で修正しておりますので、ご覧ください。

では、意見番号5番について、喫煙に関する文脈に未成年と20歳未満の二つの表現が混在しているとの意見があり、市の考えとして、ご指摘のとおり一貫性を持たせるため、20歳未満に修正し統一します。

意見番号6番について、受動喫煙について、国や府が、望まない受動喫煙防止と表現していることを踏まえ、表現を合わせたほうがよいのではないかという意見を捉え、市として、国や府を参考に、受動喫煙をなくしましょうから望まない受動喫煙をなくしまし

ように修正させていただきます。

意見番号7番につきまして、分煙による喫煙所は、多くの人が行き交う場所付近に設置しないようにしますとの記載をされていますが、まちをきれいにしていくためにも、市が率先して人が多く集まる場所に喫煙所を設置し、分煙を進めてほしいという意見がありました。

受動喫煙防止対策について、法律で規制されている制度では、必要な措置が取られていますが、それ以外の施設や屋外には基本的に規制がありません。そのため規制がない場所では、健康増進法に基づき、喫煙者の配慮や施設管理者の協力が特に重要となります。このことから、市の考えとして、喫煙所の設置所に関する方針を明確にし、喫煙禁止場所以外の多くの人を利用する施設などでは、望まない受動喫煙が発生しないように、喫煙者と施設管理者の双方が配慮し、協力して行動するよう意識啓発を図りますに修正します。

意見番号8番、9番については、ほぼ同じ意見でした。喫煙者に対する禁煙支援はやめたい人のみを対象にすべきとの意見をいただき、市の考えとして、国が基準とする健康日本21、喫煙率の減少「喫煙をやめたい者がやめる」を参考に、必要な禁煙支援等に修正させていただきます。

意見番号10番、11番、12番については、禁煙する人の割合、目標設定について意見が寄せられました。喫煙率の目標値が高過ぎる、どのような根拠で数値を設定したのか明確にしてほしい、男女ともに目標としている喫煙率が低過ぎる、国が定める目標値の算出方法を基に検討すべきとのことから、市の考えとして、健康日本21の成人の喫煙率の低下に対する目標値の考え方を参考に、現在の成人の喫煙率から、禁煙希望者が禁煙した場合の割合を減じて、喫煙する人の割合の目標値を男性7.5%から11.6%に、女性は2.6%から2.4%に修正いたします。抜粋版下部41記載の資料にて修正しております。

以上がパブリックコメントの報告となります。

その他といたしまして、抜粋版の資料にて説明させていただきます。

抜粋版下部5記載の資料にて、健康づくり推進委員会から調査対象の選び方や調査方法などについて、どのように考えたのかという意見に対して、水色の網かけ部分で追記を行っております。また、パブリックコメント実施については、今後、新たに記載し、修正しますというところを新たに追記しております。

次に、抜粋版下部27、28記載の資料にて、前回の所管事務調査にて、日常における歩数について、1日8千歩や6千歩を目指しましょうではイメージが持てないのご指摘から、それぞれに運動や家事など生活活動を含めを追記し、具体的なイメージが持てるように変更しました。

また、次のページの(4)の評価指標の注釈に※1歩数の目安は10分歩くと約千歩ですというのを追記しました。

次に、抜粋版下部25と57に記載の資料について、受診率等について、最新値が公表されましたので、修正させていただきます。

以上が修正した内容となります。なお、計画につきましては交野市健康づくり推進委員会の会議に諮っており、ご意見をいただいております。最終、誤字脱字を確認した上で策定を予定しております。

以上、報告とさせていただきます。

1. 委員長（松村紘子） 説明はお聞きの次第です。

本件に関し質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（血海ふみ） 今、見ただけのあれなんですけれども、概要版ですか、概要版のカラーのパンフレットみたいなありますよね。これの下に個人や家庭で取り組むことと行政や地域が取り組むことというまとめになっているんですけれども、行政や地域が取り組むことというのが、何かちょっとじっくりしてこない、例えば4ページ、行政や地域が取り組むこと、休養をしっかり取る、ストレスと上手に付き合う、これは行政や地域が取り組むことなんかみたいな、3ページのところとかも家族や仲間と食事を楽しむとか、そんな深い意味はないんですけれども、行政と地域が取り組むってどういうことに取り組んだらいいのかというときに、若干何か個人や家庭で取り組むのと交ざっている感じがしましたという感想的なことです。

1. 健康増進課長（早野多恵子） ご質問ありがとうございます。

おっしゃられるとおり、ここで行政や地域が取り組むことという箇条書を見ると、確かに委員のご指摘のとおり、あれこれどういうことということだと思ってしまうんですけれども、概要版ということですので、この本文を見ていただいたときに、行政、地域が取り組むことというキーワードのほうをこちらに転記させていただいているという形で概要版をつくらせていただきました。

1. 委員長（松村紘子） ほかに質疑等ありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） ないようですので、本件についての質疑は終了いたします。

それでは、本件に関する調査はこれで終了したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、本件に関する調査はこれで終了いたします。

なお、本日調査を終了いたしました2件の所管事務調査について、委員長報告の作成は私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

この際、理事者関係のその他として何かありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（松村紘子） ないようでしたら、これ以降は議会の案件となりますので、理事者の方は退席していただいて結構です。

それでは、ただいまより3時40分まで休憩を取りたいと思います。

（午後 3時34分 休憩）

（午後 3時40分 再開）

1. 委員長（松村紘子） それでは、再開をいたします。

次に、当委員会所管の行政計画等のうち、パブリックコメントを実施するものについて、事務局より説明をお願いいたします。

1. 事務局次長（大湾桂子） それでは、都市環境福祉常任委員会のほうのフォルダーの中にございま

す令和7年度に策定予定の行政計画基本方針についてという資料のほうをご覧ください。

こちらにつきましては、都市環のほうで所管事務のほうを行っていただく行政計画のほうを上げさせていただいております。

1番につきましては、既に所管事務のほうを開始しておりまして、継続審査中のものがございます。

2番から以降の高齢介護課の交野市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画、NO. 3の都市まちづくり課の交野市立地適正化計画、4番の道路河川課の交野市横断歩道橋長寿命化修繕計画（見直し）、5番の下水道課、交野市下水道事業経営戦略、こちらの四つの計画につきましては、新たに令和7年度行政計画として調査のほうをお願いしたい部分でございます。

こちらの結果につきましては、調査を行っていただくに当たりまして、目的、方法、期間等について定めなければなりませんので、表の左側の下にあります形で、目的、方法、期間等を定めさせていただいております。また、調査の方法につきましては、右側の下欄のほうにございます。1回目につきましては、策定改正作業に入る前後の早い時期で、2回目につきましてはパブリックコメントの実施前に、3回目につきましては、パブリックコメントの実施後に所管事務調査のほうをお願いしたいと考えております。

資料につきましては以上となります。

1. 委員長（松村紘子） 説明はお聞きの次第です。

交野市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画、交野市立地適正化計画、交野市横断歩道橋長寿命化修繕計画（見直し）及び交野市下水道事業経営戦略について、本委員会として新たに所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、以上の4件の行政計画について、所管事務調査を実施することといたします。

また、目的、方法及び期間等については、事務局からの説明による一覧の記載のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、ただいまのとおり実施する旨を議長へ通知いたします。

それでは、今後もなお一層慎重な調査を要するため、ただいまお諮りしました計画については調査終了まで、併せて交野市議会委員会条例第2条に規定されている本委員会の所管事項については行政計画等を含め、閉会中に事務調査を実施したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（松村紘子） ご異議なしと認め、本委員会の閉会中所管事務調査の申出を議長に提出したいと思っております。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

校正前原稿